

# 就活セクシュアルハラスメントに対する基本方針

私たちは、求職活動中の方に対するいかなるハラスメントも決して許しません。

## ●就活セクシュアルハラスメントの定義（以下、就活セクハラ）

求職者等（就職・転職活動中の方、内定者、インターンシップ参加者等）に対し、求職活動に関連して行われる性的な言動により、活動環境を害すること、又は採用選考等に関して不利益を与えることをいいます。

【該当例】※以下は一部の例示であり、これらに限られるものではありません。

1. 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
2. 交際や性的な関係の要求・強要
3. 採用・選考に関する権限や影響力を背景とした、食事・飲酒等への執拗な誘い
4. SNS・電話・メール等を用いた私的な連絡の強要、又は性的な内容を含む連絡
5. 性的な言動への抗議・拒否等を理由として、選考上の不利益を与える行為

## ●就活セクハラへの対応

当生協では、就活セクハラを断じて容認せず、その防止に組織として取り組みます。

【組織内対応】

1. 採用選考やインターンシップ等で求職者等と接するすべての職員に対し、就活セクハラの防止に関する知識および適切な対応方法を習得するための教育・研修等を実施します。
2. 求職者等と接する際の遵守事項（面談の場所・時間、複数名での対応、連絡手段等）を定め、職員に周知徹底します。
3. 万一、就活セクハラが発生した場合に、迅速かつ適切な対応がとれる体制を構築します。
4. 行為を行なった職員に対しては、就業規則及びハラスメント防止規程に基づき、厳正に対処します。

---

【相談を希望される皆さまへ】

1. 就職活動の中で、就活セクハラを受けた、または受けていると感じられた場合は、下記の相談窓口にご相談ください。
2. 相談された方のプライバシーは厳重に保護します。
3. 相談されたことを理由として、採用選考において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。安心してご相談ください。

---

## ●就職・転職活動中の皆さまへ

生協ひろしまは、新卒・中途を問わず、すべての求職者の皆さまを、未来をともに作る大切なパートナーとして尊重します。安心して、その個性と能力を発揮してください。

【相談窓口】

生活協同組合ひろしま 人事教育部  
連絡先：0829-50-0355

2026 年 10 月 1 日 制定  
生活協同組合ひろしま  
理事長 宗本 干城